

第3回 壬生町農業委員会議事録

令和2年9月23日（水）【午前10時20分開会】

1. 開催日時 令和2年9月23日（水）午前10時20分から午前11時13分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 5番 篠原 正明
委員 1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏男 4番 大関 孝男
6番 高橋 宏治、7番 琴寄 成人、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠
4. 参集推進委員 2人
3番 戸崎 浅一 4番 鈴木 進吉
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
日程第1 会務報告について
日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
日程第3 議案第2号 壬生町農用地利用集積計画の件について
日程第4 議案第3号 農地所有適格法人の申請の件について
日程第5 報告第1号 非農地証明願の件について
日程第6 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
日程第7 報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について
日程第8 報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他
閉会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 大垣仁美、農地調整係長 宇賀神尚、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
7. 会議の概要
令和2年9月23日（水）【午前10時20分開会】

- 局長 定刻になりましたので、第3回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は10名で、欠席委員はおりません。
定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 台風が近づいて雨がかなり降ることなので、備えをしっかりとお願いします。そのような中で稲刈りも進んでいるようですが、在庫米が201トンということで、このままだと毎年毎年米が余ってしまうことになるので、皆さんも転作等も考えながら、米を作っていてください。今回の総会の案件は少ないようですが、皆さんのご協力をいただいで進めていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。それでは総会を始めたいとおもいます。

●局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、3番 高橋敏男 委員、4番 大関孝男 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の岡局長補佐と宇賀神係長を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局より報告をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。議案書1ページ2ページをご覧ください。

- ・8月21日(金)「人・農地プラン」の実質化の推進についての研修会が、下都賀農業振興事務所 針ヶ谷部長補佐を講師にお迎えして開催され、記載の通り農業委員10名、推進委員13名が出席いたしました。
また、神永経済部長、農政課職員3名、事務局から岡補佐と宇賀神係長と私が出席いたしました。
- ・8月28日(金) 県常設審議委員会が、とちぎアグリプラザにおいて開催され、梁島源智会長と宇賀神尚係長が出席いたしました。
- ・9月4日(金) 農業委員の女性登用要請会議が役場第1会議室において開催され、梁島源智会長・篠原正明職務代理が出席され、また、神永経済部長、事務局から岡補佐と私が出席いたしました。
- ・9月5日(土) 南犬飼地区の農地パトロールが実施され、刀川正己農業委員・大関孝男農業委員・高橋宏治農業委員・川嶋敏雄委員長・中川義人推進委員・廣澤薫推進委員・臼井正敏推進委員・刀川利夫推進委員・清水正美推進委員、事務局から 岡 洋子局長補佐・宇賀神 尚係長が出席いたしました。
- ・9月11日(金) 栃木県市町農業委員会会長・事務局長会議が自治会館において開催され、梁島源智会長と私が出席いたしました。
- ・9月11日(金) 農地所有適格法人審査会が役場ひばり館において開催され、梁島源智会長・篠原正明職務代理・大橋好一農業委員、大関孝男農業委員・高橋敏

男農業委員、事務局から宇賀神尚係長と私が出席いたしました。

- ・ 9月15日（火）農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が役場第2会議室及び現地にて開催され、大関孝男農業委員・篠原正明職務代理、高橋宏治農業委員、戸崎淺一副委員長、鈴木進吉推進委員、事務局から宇賀神尚係長と私が出席いたしました。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

（発言なし）

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書3ページの議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。

追加の議案がありまして、案件は2件となります。議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

賃貸人：_____（壬生下馬木）

賃借人：(株)_____ 代表取締役 _____（市貝町）

土地が壬生町 大字壬生丁 _____ 畑で882平米

太陽光発電設備敷地のための20年間の賃借権の設定となっております。

第2項

譲渡人：_____（国谷外道）

譲受人：_____（株） 代表取締役 _____（東京都）

土地が壬生町大字国谷_____ 田で1,279平米

太陽光発電設備敷地のための売買による所有権移転となっております。

以上でございます。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る9月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の 4番 大関孝男 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 大関孝男 委員（1項案件について報告）

議案第1号 農地法 第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、9月15日(火)、私と篠原 正明 職務代理、高橋 宏治 委員、戸崎 浅一 推進委員、鈴木 進吉 推進委員、大垣 仁美 事務局長、宇賀神 尚 係長の7名で調査いたしました。

農地法 第5条の規定による許可申請 第1項案件についてご報告します。

申請地は、壬生丁の _____ の南東に約200メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がりがないため、第2種農地となります。事業計画書によりますと、275ワットのパネル288枚、合計出力79.2キロワットの太陽光発電施設を予定しております。

なお、事業資金 約 _____ 万円については、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について事務局より補足説明があります。

●事務局 第2項補足説明〔宇賀神農地調整係長〕

第2項案件について、補足させていただきます。この第2項案件につきましては、8月の総会で許可保留となった案件でございます。8月の現地調査において、申請地の地面に砂利が入り、地固め(じがため)されているような状態が確認されたため、顛末書等の提出をもって、9月の総会にかけるということになっておりました。8月の総会后、土地所有者である _____ 氏から顛末書が提出されました。壬生インターチェンジ整備前までは水田として耕作していましたが、インター整備工事により水田は東西に分断され、また、地下から湧き水が発生するようになりました。西

側の町道整備後は、道路より水田がかなり低くなり、雨水が流入するようにもなりました。農地としての利用が難しくなり、地面のぬかるみを解消するために砕石交じりの土を入れたとのことであります。実際、農地への復元は困難であり、転用行為者の違反ではないことから、今回、改めて総会にかけさせていただきました。

以上でございます。

○議長　それでは、第2項案件について発言のある方は、挙手をお願いいたします。

○議長　発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長　全員賛成ですので、議案第1号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長　次に、日程第3の議案第2号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

●事務局　記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

議案書4ページからの議案第2号 壬生町農用地利用集積計画の件について利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。

議案書5ページの、利用権の新規、賃借権分につきましては、1件・7筆・面積合計が11,541㎡となっております。

続きまして、議案書6ページの、利用権の新規、使用賃借権分について、1件・3筆・面積合計が3,285㎡となっております。

次に、議案書7ページの、利用権の新規、解除条件付使用賃借権分について、1件・8筆・面積合計が21,762㎡となっております。

これについて補足させていただきます。利用権の設定を受ける(株)_____という会社は、_____に本社を置く法人であります。元々は太陽光発電事業を主な生業としておりましたが、それに加え、ソーラーシェアリング(太陽光パネルの下で作物を作る)事業や農業6次産業化にも力を入れており、養蜂園や無添加食パン専門店を経営しております。販売する食パンで使う小麦が不足していることから今回農地を借りて、小麦を生産したいとのことであります。3年間の使用賃借ということで、将来的には小麦畑の上にソーラーシェアリングを設置して、農作の費用を売電収入で賄えるような仕組みにしたいとのことです。実際に、県内の市町で、_____と_____でソーラーシェアリング事業を実施している状況であります。

続きまして、議案書8ページの、利用権の再設定、賃借権分について、3件・1

4筆・面積合計が20,045㎡となっております。

次に、議案書9ページの、所有権移転分について、1件・2筆・面積合計が1,635㎡となっております。

以上、各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画について、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号「壬生町農用地利用集積計画の件」については、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地所有適格法人の申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の説明及び9月11日に開催いたしました「農地所有適格法人審査会」での審議状況などについて説明願います。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

議案書10ページの議案第3号 農地所有適格法人の申請の件についてご説明いたします。今回、農地所有適格法人の認定申請が1件ございました。第1項についてご説明いたします。

申請人は(株)_____

_____、青果流通業の(株)_____が設立した苺の生産会社になります。

申請理由につきましては、親会社の(株)_____

は、国内外から農作物の買い付け・販売を行っていますが、調達に支障をきたしている品目もあり、自主生産の必要性が高まっている状況であります。

特に苺は、野菜平均を超える生産量減少が続いていることから、その回復に寄与したいとのことで、今回の申請に至っております。就農予定地は、壬生町表町_____畑 1,781.72㎡で、農地所有適格法人の審査は令和2年9月11日に行いました。その際、審査委員から、借りる予定の土地に既に苺栽培のハウスが建って

いるとの指摘がありました。適格法人として承認され、農地を借りた後にハウスを建設することが本来の順序であります。顛末書に記載された理由から、土地所有者が建設したハウスを賃借し、8月の法人設立、9月の適格法人の承認手続きとなったとのことでもあります。審査結果といたしましては、本来の法人設立・事業実施の流れではありませんが、違反行為とは言えない状況であり、農業従事者たる役員が農業技術を取得、販路も確保されていることから、計画どおり営農することが可能と見込まれ、認定やむなしの判断となっております。以上でございます。

○議長 ただいま事務局より説明がありましたが、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決します。議案第3号「農地所有適格法人の申請の件について」、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「農地所有適格法人の申請の件について」は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○6番 高橋宏治 委員

農地所有適格法人については、「認定」ではないと思いますが。

●事務局 宇賀神農地調整係長

確かに農地所有適格法人については、認定資格というものではなく、農地を取得する上での確かな法人であるかというだけです。壬生町でやっている審査会というのは、3条で農地を取得するときに役員要件や議決要件等、適格法人の要件を満たしているかをみますが、書面だけではわかりませんので、事前に法人の方に来ていただいて、説明等により問題ない法人なのかというのを事前審査という形で実施させていただいています。正式には、農地所有適格法人の認定ということではないですけど、壬生町の農業委員会としては問題ないという形でこのような形をとらせていただいています。

○6番 高橋宏治委員

そうなりますと、3条の審査については、いつ出てきますか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

利用権の設定でも農地所有適格法人としての要件をみたしている必要があります。今回の法人は利用権の設定を希望していますので、来月の申請に出てくるか

と思います。

- 6番 高橋宏治委員
わかりました。
-

- 議長 次に、日程第5 報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の11ページの2件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

- 議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 篠原正明 委員（1項案件について報告）

去る8月9日に、願出人 _____氏 立ち会いのもと、木野内佳代子推進委員と現地調査を行いました。申請どおり昭和45年頃より宅地として使用していることを確認しました。

- 議長 ありがとうございます。ただいまの第1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

- 議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

- 議長 続いて、第2項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 大橋好一 委員（2項案件について結果報告）

9月4日に、私と戸崎浅一推進委員、願出人 _____氏 立ち会いのもと現地調査を行いました。申請どおり住宅敷地として使っていることを確認しました。

- 議長 ありがとうございます。ただいまの第2項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長 次に日程第6の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の12ページから14ページの9件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第7の報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の届出の件について」は、議案書の15ページの1件がございました。

これについては、市街化区域内農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、日程第8の報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の16ページの2件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局 岡局長補佐。

- ・令和3年度農地利用最適化推進に関する意見書及び農業等施策並びに予算に関する要望書(案)の提出について⇒次回の総会までに確認
- ・令和2年7月豪雨災害義援金について⇒農業委員会として義援金を贈る
- ・農業委員会活動記録の提出について⇒10/20までに提出
- ・全国農業新聞申し込みについて⇒11/20まで
- ・のうねん9月号について

●事務局 宇賀神農地調整係長

- ・一時転用の許可を受けた園芸用土採取について

以前から話が出ております、農地を一時転用しての土採取につきまして、許可後、適正に事業が実施されているかどうか(保安角度の遵守、表土の堆積、埋戻し用土等)確認する必要があるかと思ひまして、今回の現地調査の際に、ここ数カ月の間に申請があった中から2箇所ほど現場を見てまいりました。残念ながら、2件とも、その日は作業をしておらず、関係者もおりませんでした。掘削の保安角度を45度取ること、境界(特に道路との)付近の草刈りを適切に行うことを指導したいと思います。今後も毎月というわけにはいきませんが、定期的に転用許可した土採取の現場を見に行き、不適切な転用行為が抑止されればと考えておりますので、農業委員の皆様と推進委員の皆様のご協力を宜しくお願いいたします。

○議長 壬生地区・犬飼地区の農地パトロールが終わっているようなので、報告をお願いします。

○8番 清水利通 委員（壬生地区調査委員長）

9/19日に農業委員3名、推進委員4名と事務局長・宇賀神係長の9人で現地調査を実施しました。若干解消になったところもありますが、また新たところで、今後指導していかなければならないかなというところがありました。パトロールすることにより現状を確認して、早めに適切な指導をすることが重要かと感じました。

○1番 刀川正己 委員（南犬飼地区調査委員長）

南犬飼地区は、9/5に行いました。やはり解消しているところはあるのですが、草が伸びてしまっている所もありましたので、そこが課題かなと思います。できるだけ解消できるよう指導していきたいと思います。

○議長 今後、稲葉地区もありますので、しっかりパトロールしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 ただいま説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡ねがいます。他に何かありますか。

○1番 刀川正己 委員

地元で相談された案件ですが、太陽光施設に隣接で稲を作っていて、今回約10aぐらいですが、太陽光施設に散布した除草剤の被害を受け稲が枯れてしまったということです。ずいぶん前に農地転用して資材置き場となり、その後太陽光施設となっています。太陽光施設に持ち主がわかるプレートがあるということです、そこは探してもついていませんでした。結局、相手がなかなかわからず、当事者の方はかなり苦労されたようです。

役場でも個人情報なので持ち主は教えられないとのことでした。今後もこのようなことがあるかもしれないので、問題提起したいと思います

○8番 高橋宏治 委員

登記簿謄本は法務局で誰でも取得できるので、そこから土地の持ち主を追うことができます。それで追えない場合は、隣の農地が損害を受けているので、司法書士や司法書士に損害賠償請求の手続きを依頼していただければ追うことはできます。

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第3回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時13分閉会】

議事録署名委員

議 長 _____

3 番 _____

4 番 _____